

内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則

平成 28 年 3 月 31 日
内閣総理大臣決定
平成 29 年 3 月 30 日一部改正
平成 31 年 3 月 28 日一部改正

(副センター長)

第 1 条 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）

に、副センター長を置く。

- 2 副センター長は 2 人以上とし、内閣審議官のうちから命ずる。ただし、そのうちの 1 人は、危機管理審議官（内閣官房に危機管理審議官を置く規則（平成 10 年 4 月 9 日内閣総理大臣決定）第 1 項に規定する危機管理審議官をいう。）をもって充てる。
- 3 副センター長は、内閣サイバーセキュリティセンター長（以下「センター長」という。）を助け、センターの事務を整理する。

(上席サイバーセキュリティ分析官)

第 2 条 センターに、上席サイバーセキュリティ分析官を置く。

- 2 上席サイバーセキュリティ分析官は、命を受けて、センターの事務のうち、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策、情勢、技術動向等の分析に従事する。

(サイバーセキュリティ運用専門官)

第 3 条 センターに、サイバーセキュリティ運用専門官を置く。

- 2 サイバーセキュリティ運用専門官は、命を受けて、センターの事務のうち、内閣官房組織令（昭和 32 年政令第 219 号）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の監視及び分析に関する事務に従事するとともに、サイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに総合調整に関してセンターに属する内閣参事官の職務を助ける。
- 3 サイバーセキュリティ運用専門官として必要な知識及び経験その他の資格に関する事項は、センター長が定める。

(上席情報システム専門官等)

第 4 条 センターに、上席情報システム専門官及び情報システム専門官を置くことができる。

- 2 上席情報システム専門官は、命を受けて、センターの事務のうち、センター

において運用される基幹LANシステム（センターの職員の情報共有等のために利用される、電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の管理、運用及びセキュリティの確保並びにこれらに関する企画、立案及び調整に関する事務に従事し、並びに情報システム専門官の行う事務を整理する。

- 3 情報システム専門官は、命を受けて、センターの事務のうち、センターにおいて運用される基幹LANシステムの管理、運用及びセキュリティの確保並びにこれらに関する企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 4 上席情報システム専門官及び情報システム専門官として必要な知識及び経験その他の資格に関する事項は、センター長が定める。

（サイバーセキュリティ参与）

第5条 センターに、サイバーセキュリティ参与を置くことができる。

- 2 サイバーセキュリティ参与は、命を受けて、センターの所掌に係る専門的、技術的事項について意見を具申する。
- 3 サイバーセキュリティ参与は、非常勤とする。

（政策調査員）

第6条 センターに、政策調査員を置くことができる。

- 2 政策調査員は、命を受けて、専門的事項の調査及び分析に関する事務に従事する。
- 3 政策調査員は、非常勤とする。

（補則）

第7条 この規則及び別に内閣総理大臣決定に定めるもののほか、センターの内部組織に関し必要な細目は、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。